

福岡市学校規模適正化検討委員会傍聴要領

(傍聴の手続)

- 第1条 学校規模適正化検討委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員することができる。
- 4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(入場の制限)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

- 第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食又は喫煙をすること。
 - (5) 帽子の類を着用すること。
 - (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影等の禁止)

- 第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(その他の指示)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。